

青森県報

第二千十五号

平成十四年四月三十日(火曜日)

目次

公告

換地計画の決定.....(農村整備課).....一

出先機関

道路の位置の指定.....(むつ県土整備事務所).....一

雑報

平成十三年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第二号)の要領.....(新産業都市建設事業団).....二

公告

換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、武田地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三十日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年五月一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

中里町役場

出先機関

むつ県土整備事務所告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月三十日

むつ県土整備事務所長 石井博雄

位置	延長	幅員	指定年月日
むつ市大字田名部字品ノ木三四の六九三及び三十四の六九五	二・七四メートル	一・六三メートルから一・六七メートル	平成十四年四月三十日

七・〇九メートル	二・〇〇メートル
八四・二二メートル	六・〇五メートル

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成十四年三月青森県新産業都市建設事業団理事会臨時会の議を経た平成十三年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第二号）の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十四年四月二十日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 木 村 守 男

平成13年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成13年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成13年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 事業収益	235,893千円	8,511千円	244,404千円
第1項 営業収益	235,449千円	8,511千円	243,960千円
支 出			
第1款 事業費用	184,190千円	6,396千円	190,586千円
第1項 営業費用	183,754千円	6,396千円	190,150千円

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二十五円一銭